

看護師に関する職業紹介事業約款

(総則)

第1条 この約款は、地域医療連携推進法人尾三会（以下「尾三会」という）の定款第5条第7号に掲げる「有料職業紹介」事業（以下「本事業」という）として行われる再教育及び就労支援（職業紹介）に関し、尾三会の社員に共通して適用する事項を定めることを目的とする。

2. この約款と尾三会が社員と個別に締結する紹介基本契約書（以下「基本契約」という）の内容に齟齬があるときは、この約款が優先するものとする。

(目的)

第2条 尾三会は、資質の高い医療人材を輩出し、地域に不足する医療人材の確保をすることで、地域医療構想の実現に貢献する。

2. 社員は、尾三会を通じて再教育された看護師を雇用することにより、地域医療に貢献することを目的として、本事業に参加する。

(適用範囲)

第3条 この約款は、尾三会の社員を対象とする。

(求人申込)

第4条 社員は、看護師について、尾三会を通じて職員の人材確保のために職員の紹介を申込むことができる。

2. 求人を希望する社員（以下「求人社員」という）は、所定の申込書に必要事項を記入の上、尾三会に対し、所定の方法により提出するものとする。

(人材紹介)

第5条 尾三会は社員に対し、看護師の職業紹介を行うことができる。

2. 尾三会は、求職を希望する看護師（以下「求職者」という）の就労支援のため、求人社員との間をとりもって雇用契約の成立に協力する。

3. 尾三会は、求人社員の提示する労働条件に適合する求職者が確定したときは、求人社員に対し求職者を紹介する。

(人材紹介手数料)

第6条 尾三会は、前条に基づく紹介の結果、求人社員と求職者との間に雇用契約が成立した場合、求人社員に対し人材紹介手数料を請求することができる。

2. 紹介手数料は、求職者の想定年収の6%とする。なお、その詳細は基本契約に定める。

3. 求人社員は、求職者との間に雇用契約が成立したときは、雇用契約の成立の日の属

する月の翌月末日までに、尾三会が指定する銀行口座への振込送金により支払う。なお、振込手数料は求人社員の負担とする。

4. 求職者が求職者の責に帰すべき事由により基本契約に定める期間内に退職した場合、尾三会は求人社員に対し、紹介手数料に基本契約に定める割合を乗じた金額を返還する。なお、求人社員の責に帰すべき事由による場合は、返還の対象とならない。

(研修申込)

第7条 求職者は、就労前に藤田医科大学病院（以下「研修先」という）の「教育プログラム（以下「当研修」という）」を受講する。

2. 求職者は、労働条件通知が手元に届いたら、所定の申込書を記入の上、求人社員を通じて尾三会へ提出する。
3. 尾三会は研修先に対し、当該研修の依頼があった旨を連絡の上、申込みの研修について日程調整を行い、受講期間を決定する。
4. 尾三会は求職者に対し、研修受講の決定通知を求人社員を通じて送付する。
5. 研修先は研修が修了した際に、受講者（求職者）へ「修了証書」を発行し、尾三会を通じて授与する。
6. 教育研修費の費用について別に定める。
7. 求人社員は、求職者の研修が修了したときは、当該研修の終了した日の属する月の翌月末日までに、尾三会が指定する銀行口座への振込送金により支払う。なお、振込手数料は求人社員の負担とする。

(受講誓約)

第8条 研修中において、求職者の責に帰すべき事由により第三者（研修先を含む）に対し、損害をを与えたときは、求人者が求職者に連帯して賠償する責を負う。

2. 求人者は、求職者をして研修先の規則を遵守させなければならない。
3. 求人者は、求職者が研修中知り得た個人情報について、求職者の個人情報の保護に関する誓約書に従い、漏洩・流出させないように、遵守させなければならない。

(教育プログラム)

第9条 尾三会は、第7条第2項に基づく申込みがあった場合、その研修を研修先に委託する。

2. 尾三会と研修先は、あらかじめ教育研修業務委託に関する基本契約を締結するとともに、申込まれた研修の受講が決定した際、個別に覚書を締結する。
3. 研修のプログラム、実施、物品の用意等は、研修先が行う。
4. 求職者の研修先までの交通費については、尾三会及び研修先は負担しない。
5. その他研修等に関する具体的な事項については、求人社員及び研修先において、協議し決定するものとする。なお、協議に際しての連絡窓口は、尾三会が行う。

(教育プログラムの中止)

第10条 尾三会は、感染症の感染防止その他研修先における緊急の対応の必要が認められるときは、当該研修を中止することができる。ただし、求人社員の都合による場合は中止としない。

2. 求職者が当研修開始後、1週間以内に受講中止を申し出、求人社員がそれを受領した場合、研修を中止することができる。その場合、教育研修費は徴収しないものとする。
3. 当研修開始後、1週間を超えて研修が行われた場合で、求職者が受講中止を申し出、求人社員がそれを受領した場合、当研修を中止することができるが、受講中止までの教育研修費を徴収する。なお、その場合、教育研修費の負担者及び負担金額は、尾三会と協議のうえ決定する。
4. 前項に定める教育研修費の支払いは、「当該研修の終了した日」を「当該研修の中止した日」と読み替えて第7条第7項を準用する。

(改正)

第11条 この約款の改正は、理事会の決議による。

附則

この約款は、令和2年4月1日から適用する。